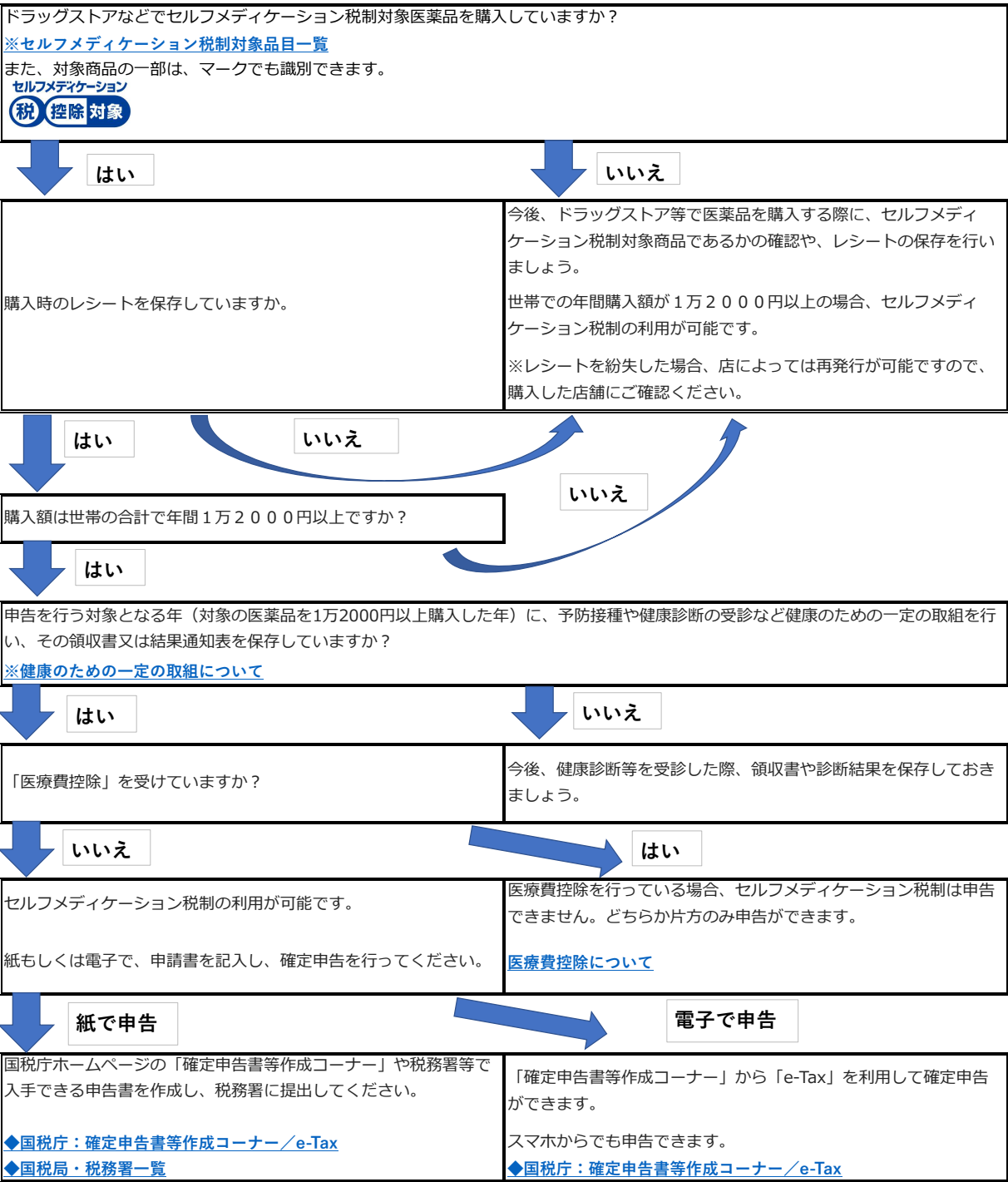


セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）は、医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

セルフメディケーション税制の要件・手続きについて（フローチャート）



※確定申告の期間は例年2月半ばから3月半ばです。
 詳細は国税庁のホームページでご確認ください。

◆国税庁：所得税の確定申告